

『新 FTA 活用ガイド』を発行

- 広域化する EPA/FTA の基礎知識と活用のための実践的 FTA 活用マニュアル -

日本機械輸出組合

近年、アジア・太平洋地域では、ASEAN をハブとする FTA のネットワークや第三国間の FTA の拡大深化が進むとともに、TPP や日 EU EPA といったアジア圏以外の国を含む広域 FTA の交渉が進んでいます。

FTA 上の特惠関税措置を得るための原産地規則やその原産地証明制度は FTA により異なりますが、本年発効した日豪 EPA では我が国として初めて完全自己証明制度が採用され、また大筋合意した TPP においてもこの制度が採用されています。

当組合では、この度、平成 25 年に発行した『新版 FTA 活用ガイド』を改訂し、『新 FTA 活用ガイド』として完全自己証明制度に関する説明・留意点を書き加え、また我が国を取り巻く FTA の現状についてアップデートを行いました。

『新 FTA 活用ガイド』では、従来からのインターネット上で各国の FTA 関連のウェブサイトに掲載されている関税率表や原産地規則等の情報にアクセスして、実際のビジネスに活用できるマニュアルとしての機能は、勿論そのままご利用いただけます。

本ガイドは、組合員各位が当組合のホームページにアクセスしてオンライン上で使っただけのように、当組合ウェブサイト (<http://www.jmcti.org/>) の『新 FTA 活用ガイド』に掲載しています。(ご利用にあたってはパスワードが必要です)

本文からの抜粋

原産地証明書の比較

	第三者証明	EU 韓国 FTA 認定輸出者	日豪 EPA : 自己証明		米韓 FTA 自己証明
			日本税関	豪州税関	
輸入時に FTA 特惠関税を適用する条件 (自己証明・宣誓以外)	FTA 所定の第三者証明書を輸入国税関に提示。	輸出者が、各国の事前資格審査により、認定輸出者の資格を得ていること。 原産地証明 (認定輸出者の宣誓文言) の提示。	日豪 EPA 原産であることの実質審査。 実務上、日豪 EPA 原産品であることの前記指示を受けて、事前指示登録番号の取得を求められるべき。	原産地証明文書の提示。	輸入者の米韓 FTA 原産の宣誓。また、原産地証明文書の提示。
輸入国税関に原産を証明する者	輸出国政府又はその指定機関	(認定された) 輸出者	輸入者、輸出者または生産者	輸入者、輸出者または生産者	輸入者
原産証明文書の作成者	同上	同上	同上	同上	輸入者、輸出者または生産者
原産地証明の形式	FTA 所定の様式	インボイス、その他の商業文書上に、証明文言を記載。	原産品申告書、原産品申告明細書、その他補助資料	特段の形式なし。必要事項を記載する。 サンプル書式あり。	特段の形式なし。必要事項を記載する。
原産地を証明する証拠の保存義務	輸出者、生産者。 FTA により、概ね 2 年から 5 年	輸出者、生産者。 5 年間保存。	原産地証明文書を作成した輸出者、生産者。 5 年間保存。		原産証明文書を作成した者。 5 年間保存。
輸入国が輸入後に検認を行う方法	FTA により、輸出国政府を介した間接検認、または介しない直接検認。	輸出国政府を介した間接検認。	輸入国税関の情報提供要求、説明要求は、輸出国政府経由で行う。 立入検査は、「輸出締約国が定める条件に従って」行う。		輸出国政府を介しない、輸出者、生産者への直接検認。

新 FTA 活用ガイド

- 目次 -

- I. **経済連携協定、自由貿易協定とは何か**
 - A. EPA・FTA とは、どのような協定なのか
 - B. アジア地域における FTA の状況
 - C. どのように FTA を利用することができるのか
 - II. **FTA 関税率の調べ方と留意点**
 - A. 日本が締結した EPA、AJCEP の発効日
 - B. 関税削減・撤廃の時期、関税率の調べ方
 - C. 日本が締結した EPA 及び AJCEP のステータス表
 - D. ASEAN が締結した FTA の関税削減率の調べ方
 - E. 各国の FTA ホームページ
 - F. 実務への適用の例
 - III. **原産地規則の読み方、調べ方、留意点**
 - A. 原産地規則の読み方
 - B. 原産地規則の調べ方
 - C. 原産地規則を適用する上で知っておくべき点
 - D. FTA 原産と認められるか不安のある場合 - 事前教示制度の利用
 - E. 原産地規則と FTA 利用の可否の確認
 - IV. **FTA を利用するための必須事項 - 原産地証明**
 - A. 輸入国通関時に必要とされる事項 - 原産地証明（書）
 - B. 第三者機関が発行する原産地証明の取得の仕方
 - C. 認定輸出者の資格の取得の仕方
 - D. 自己証明制度の利用法
 - E. 原産地証明制度の比較
 - F. 取引形態に対応した原産地証明書について
 - V. **問題発生時の対応**
 - A. 個別製品の FTA 原産地基準の充足の事前確認 - 事前教示制度
 - B. 緊急対応 - 経済産業省 EPA 窓口、JETRO 貿易投資相談の活用
 - C. ASEAN 貿易投資問題解決協議
 - D. 相手国の制度的問題の解決
 - . **FTA を正しく利用するために整えるべき書類保存、社内体制**
 - A. FTA、適用した原産地規則、使用した原産地証明の種類によって、整えるべき書類保存、社内体制に違いがあるか
 - B. 原産地を証明する書類の保存義務、事後検認
 - C. 事後検認の実際
 - D. 事後検認の対象となる書類に関する規定
 - E. 事後検認を考慮して備え置くべき書類
 - . **FTA 活用のベストプラクティス**
 - A. FTA を利用するときの注意点
 - B. 自己証明制度の導入に伴う留意点
 - C. FTA を有効活用している企業の特徴
 - D. FTA 有効利用のベスト・プラクティス
 - E. 多国間にまたがるサプライチェーンにおける、FTA 特恵関税の最適な利用の検討
 - . **まとめと広域化する FTA の今後**
 - A. FTA による関税減免の利益を享受するのは誰か
 - B. 広域 FTA の進展によるサプライチェーン・地域貿易への影響
- 【巻末資料】**
- 日本、ASEAN、ASEAN 各国、中国、韓国、インド、豪州の主な FTA の原産地規則及び原産地証明制度
- AJCEP 関税率記号の読み方、特定原産地証明発給業務における審査の標準例、生産者誓約書の様式例、マレーシアの製造コスト表 / 認定輸出者申請書、シンガポールの税関申請資料、タイの原価明細書 / タイ輸入関税の調べ方、フィリピンの Notice to Exporter Form など
- 日本が締結した EPA 及び AJCEP のステータス表